

出席停止について（お願い）

お子さまの病気は、法律によって定められた学校感染症（学校において予防すべき感染症）ですので、主治医から登校してもよいと言われるまで、自宅で療養してください。

この措置は、「出席停止」といってお子さまに十分な休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さまへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席となりません。

なお、この措置におきましては医師の指示が必要となります。受診された病院で下の用紙に記入してもらい、学校へ提出してください。

病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
風疹（3日はしか）	すべての発疹が消えるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がとれて2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
結核	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
その他 （流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎等）	

※次の感染症も、条件（周囲の流行状況、医師の意見を参考として）によっては出席停止の取扱をします。

溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、手足口病、伝染性紅斑 等

1 多良木町立黒肥地小学校 第 学年

2 児童名

3 病 名

4 出席停止期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

令和 年 月 日

医師名

印